



**ハートがあつたかくなる
二日間です！**

当日は41箇所の就労支援事業所等が展示即売会を実施し、利用者の皆さん自分が自分たちで作った商品（農産品及び加工品、花卉園芸、陶器、木工品、縫製品、民芸品、小物、食品など）を実際に販売します。一つ一つ丹精こめて作られた多彩な製品の数々を、ぜひ手に取ってご覧ください。皆様のご来場を心からお待ちしています！

「ナイスハートバザール」とは？
「ナイスハートバザール」は、働きたいと願う障がいのある方々の賃金アップと販路の拡張などによる事業振興を図るために、就労支援事業所等の製品を対象に展示即売を行う事業として、全国各地で開催されています。沖縄県では昭和61年から毎年開催されており、今で28回目を迎えます。

**県内の就労支援事業所、
授産製品について**
現在、沖縄県には190を超える就労支援事業所等があり、これらの事業所では障害のある方々の自立を支援するために、様々な事業に取り組んでいます。

大規模なクリーニング業・印刷業を行っている事業所もあれば、企業の仕事を引き受けて部品加工や細かい手作業を得意としている

- 日時：11月24日(土) 午後12時～午後7時(屋外は午後6時まで)
- 11月25日(日) 午前10時～午後7時(屋外は午後6時まで)
- 場所：イオン南風原ショッピングセンター
- 問い合わせ：一般財団法人沖縄県セルフセンター (098-882-5663)

第28回 りゅうぎんプレゼンツ ナイスハートバザールイン沖縄



お問い合わせ

県障害保健福祉課 TEL:098-866-2190 FAX:098-866-6916



児童虐待とは？
児童虐待の防止等に関する法律等で定める「児童虐待」とは、保護



児童虐待の現状
平成23年中、県警における児童虐待検挙は2件、相談受理件数は128件となっています。児童虐待の相談の内訳は、身体的虐待63件、性的虐待4件、ネグレクト

児童虐待は、全国的に増加傾向にあり、大きな社会問題となっています。虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止にむけて社会全体で早急に取り組む必要があります。そのため、11月を児童虐待防止推進月間と定め、集中的に虐待防止のための取組を行っています。

者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいいます。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいいます。）に対して行う左の絵のような行為をすることがあります。

11月は児童虐待防止推進月間です。 ～気づくのはあなたと地域の心の田～

44件、心理的虐待17件となっています。

★ 地域住民の方は…

児童虐待の防止等に関する法律では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等



に通告しなければならないことになっています。通告とは児童相談所等に「連絡」することです。

通告した方の情報（氏名・住所など）や内容が漏れることはあります。児童に対する暴行などの直接的な確信がなくても家庭の様子などから虐待が疑われる場合も通告することとなります。

★ 児童は…

現に虐待は行われ、児童の生命身体に危害が加えられるなど緊急の場合は「110番通報」し、悲惨な事件が発生する前の通報や通告で子どもたちを虐待から救いましょう。警察などに相談してください。

■ 児童虐待の相談窓口は？

関係機関	窓口	電話番号	相談時間
警察	警察総合相談	098-863-9110	24時間対応可能
	各警察署安全相談	各警察署の代表番号	24時間対応可能
	匿名通報ダイヤル	0120-924-839	09:30～18:15(平日のみ)
	少年サポートセンター(ヤングテレフォンコーナー)	0120-276-556	09:30～18:15(平日のみ)
児童相談所	中央児童相談所	098-886-2900	24時間対応可能
	コザ児童相談所	098-937-0859	08:30～17:15(平日のみ)

自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、「この子がいなかつたら」などと思つてしまい、自分を追い詰めたりと子育てについて不安や悩みを抱えていたり、ひとりで悩まず、関係機関の相談窓口に相談しアドバイスを受けましょう。



★ 保護者は…

自分の行動が気に入らない、「この子がいなかつたら」などと思つてしまい、自分で思つたりと子育てについて不安や悩みを抱えていたり、ひとりで悩まず、関係機関の相談窓口に相談しアドバイスを受けましょう。

お問い合わせ 警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター
TEL:098-862-0110 ヤングテレフォンコーナー(相談電話)
TEL:0120-276-556